宮城県公報

発　行
宮　城　県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目８番１号
電話 022(211)2267
（毎週火，金曜日発行）

目　次

告　示　　ページ
○建築士事務所の監督処分（建築宅地課）　一
公　告
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定（震災廃棄物対策課）　一
教育委員会
○地方機関等文書規程の一部を改正する訓令　一
宮城海区漁業調整委員会
○かじき等流し網漁業の制限　二

告　示

○宮城県告示第百三十二号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項第二号の規定による処分をしたので、同条第四項において準用する同法第十条第五項の規定に基づき、公告する。

平成二十五年二月二十六日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　監督処分をした年月日
平成二十五年二月十九日
二　監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地等

建築士事務所の名称及び所在地	開設者の名称及び代表者の氏名	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	建築士事務所の登録番号
SKY建築設計室 仙台市太白区郡山一丁目十九番一―六〇三	有限会社スカイ・ユニバーサルデザイン研究所 代表取締役　大塲陽子	二級建築士事務所	第一二〇二〇一〇六号

三　監督処分の内容
建築士事務所の閉鎖二月（平成二十五年三月一日から平成二十五年四月三十日まで）
四　監督処分の原因となった事実
建築士事務所の開設者が、当該建築士事務所の所在地及び、当該建築士事務所を管理する建築士が変更となったことについて、建築士法第二十三条の五第一項の規定による変更の届出を怠った。

公　告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十五年二月二十六日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

一　随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量　災害廃棄物処理（東京都搬出その５）業務委託
コンテナ三千基　一万二千トン
二　契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地　環境生活部震災廃棄物対策課　仙台市青葉区本町三丁目八番一号
三　契約の相手方を決定した日　平成二十四年十二月十九日
四　契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地　公益財団法人東京都環境公社　東京都墨田区江東橋四丁目二十六番五号
五　契約金額　十二フィートコンテナ一基当たり五万八千円及び五万二千円　一トン当たり三万四千円　コンテナ使用料一月当たり千三百二十万円　管理費一月当たり三百二十九万円
六　契約の相手方を決定した手続　随意契約
七　契約の相手方を決定した理由　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成七年十一月一日政令第三百七十二号）第十条第一項第一号及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第二号該当

教育委員会

○宮城県教育委員会訓令甲第一号

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年二月二十六日

宮城県教育委員会
教育長　橋　仁

地方機関等文書規程の一部を改正する訓令

地方機関等文書規程（昭和四十八年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「宮城県教育研修センター　宮教研
宮城県特別支援教育センター　宮特教」を「宮城県総合教育センター　宮総教」に改める。

附　則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、宮城県地先海面における総トン数五トン以上の動力漁船を使用するかじき等流し網漁業（まぐろ、かじき、かつお、さめ等の採捕を目的とする流し網漁業をいう。以下同じ。）の操業について、次のとおり制限する。

平成二十五年二月二十六日

宮城海区漁業調整委員会
会長　畠山喜勝

一　制限期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

二　操業の承認

かじき等流し網漁業の操業をしようとする者は、使用漁船ごとに、別記平成二十五年度かじき等流し網漁業操業承認事務取扱要領（以下「要領」という。）で定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

三　操業の承認の対象

次の１又は２のいずれかに該当する者。ただし、委員会が漁業調整のため必要があると認めた場合には承認の対象としないことがある。

１　前年度において承認を受けてかじき等流し網漁業を営み、かつ、宮城県内の港に漁獲物を陸揚げした実績を有する者

２　その他委員会が認めた者

四　漁獲物の陸揚制限

かじき等流し網漁業を操業する者は、原則として、本県の漁港に漁獲物を水揚げしなければならない。

五　操業の承認の条件及び制限

操業の承認には、次の条件を付する。

１　操業の承認を受けた者は、操業に際し、承認証を当該漁船に備え付けること。

２　操業の承認を受けた漁船には、操業期間中別記様式第一号の標識を船橋の両側に表示すること。

３　禁止区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と、海岸線とによって囲まれた区域のうち、宮城県の地先海面においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。

ア　岩手県大船渡市首崎突端
イ　岩手県大船渡市首崎突端正東十海里の点
ウ　宮城県気仙沼市御崎突端正東十海里の点
エ　宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東十海里の点
オ　宮城県石巻市金華山頂上正東十海里の点
カ　宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東二十五海里の点
キ　宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点

４　漁具の制限

(一)　宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は十二キロメートル以内であり、かつ、網目は十五センチメートルを超えるものでなければならない。

(二)　二枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。

５　漁具の標識

敷設した流し網の次に掲げる浮標は、水面上二メートル以上の高さに掲げなければならない。

(一)　両端部の浮標

昼間にあっては別記様式第二号による標識及びレーダー反射板（金属性のものに限る。以下同じ。）、夜間にあっては白色の灯火及びレーダー反射板

(二)　中間部のおおむね三キロメートルごとの浮標

昼間にあっては別記様式第二号による標識、夜間にあっては白色の灯火

(三)　(一)及び(二)の灯火は夜間において視界が良好な場合に、少なくとも二海里離れた所から視認されるものでなければならない。

６　塗装しない船舶の使用禁止

かじき等流し網漁業に使用する船舶は、船橋の周囲を三十センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならない。

7　1から6までの条件及び制限のほか、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）を遵守しなければならない。

8　漁獲成績報告書の提出の義務

操業の承認を受けた者は、操業終了後一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

六　承認の取り消し

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

平成二十五年度かじき等流し網漁業操業承認事務取扱要領

（操業の承認申請）

第一　操業の承認申請をしようとする者は、かじき等流し網漁業操業承認申請書（様式第一号）をその住所地を管轄する地方振興事務所を経由し、宮城海区漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号　宮城県農林水産部水産業振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

なお、県内に住所を有しない者が操業承認申請する場合は、その所在地を管轄する都道府県知事の副申書を添えなければならない。

2　操業承認申請書の受理期間は、かじき等流し網漁業の制限に関する委員会指示（以下「委員会指示」という。）の日から平成二十五年三月十五日までとする。

3　操業承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

㈠　操業承認申請一覧表（様式第二号）

㈡　委員会指示三の1に該当する者は水揚仕切書写、漁獲物陸揚証明書（様式第三号）、その他の者は申請理由書

㈢　印鑑証明書

㈣　漁船原簿謄本

㈤　年間事業計画書（様式第四号）

㈥　共同申請の場合は、代表者選定届及び申請理由書

㈦　用船の場合は、船舶使用承諾書及び申請理由書

㈧　代船の場合は、旧船の廃業届又は抹消漁船原簿謄本

㈨　㈠～㈧までに掲げる書類のほか、委員会が必要と認める書類

（承認証の交付）

第二　委員会は、操業の承認をしたときは、次の表の下欄に揚げる漁港で、当該承認に係る漁船（漁ろう装置、漁網を含む。）を確認の上、操業承認証（様式第五号。以下「承認証」という。）を申請者又は操業責任者に交付する。

2　承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ当該承認証の交付を希望する漁港の所在地を管轄する地方振興事務所水産漁港部に連絡の上、承認証交付申請書（様式第六号）を提出し、その指示を受けなければならない。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩釜市新浜町一丁目九―一 電話　〇二二―三六六―一二三一	塩釜港
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市東中里一丁目四―三十二 電話　〇二二五―九五―一四一一	女川港 石巻港
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市赤岩杉ノ沢四七―六 電話　〇二二六―二四―二一二一	気仙沼港 志津川港

（承認証の書換え交付）

第三　操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、操業承認証書換交付申請書（様式第七号）を委員会に提出し、書換え交付を受けなければならない。

2　前号の場合には、第一の3の㈨の規定を準用する。

（承認証の再交付）

第四　操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく、操業承認証再交付申請書（様式第八号）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

（漁獲成績報告書の様式）

第五　委員会指示五の8に定める漁獲成績報告書は、様式第九号によるものとする。

第2435号　平成25年２月26日　火曜日　宮　城　県　公　報

（別記）

指示様式第１号

宮かじき第　　号

1　文字及び数字（承認番号）の大きさは，８センチメートル以上とし，太さは1.5センチメートル以上とする。

2　文字，数字（承認番号）及び枠は，夜光塗料を配合した朱色とする。

指示様式第２号

船　　名
根　拠　地　名

1　標識は，黄色の布地とする。

2　標識の大きさは，縦横とも80センチメートルとする。

要領様式第１号

かじき等流し網漁業操業承認申請書

年　　月　　日

宮城海区漁業調整委員会長　殿

住　　所

氏　　名　　㊞

住　　所

氏　　名　　㊞

かじき等流し網漁業の操業の承認を受けたいので，下記のとおり申請します。

記

1　操業期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

2　操業区域　宮城県地先海面

3　使用船舶

⑴　船　　名　　丸

⑵　漁船登録番号

⑶　総　ト　ン　数　　トン

⑷　機関の種類及び馬力数　　ＰＳ又はキロワット

4　承認証交付希望港

（Ａ４縦）

要領様式第２号

かじき等流し網漁業操業承認申請一覧表

年　　月　　日

漁業協同組合長　㊞

（支所運営委員長）

※承認番号	漁船登録番号	船名	総トン数	馬力数	操業期間	申請者		承認証付港交希望	前年度承認番号	※前年度の実績有無
						住所	氏名			

※印は記入しないこと。

（Ａ４横）

要領様式第３号

かじき等流し網漁業漁獲物陸揚証明書

年　　月　　日

宮城県　　魚市場　㊞

下記のとおり当市場に陸揚げしたことを証明する。

記

1　船　　名　　丸

2　漁船登録番号

3　総 ト ン 数　　トン

4　機関の種類及び馬力数　　ＰＳ又はキロワット

5　所有者の住所及び氏名

6　陸揚実績表

項目 ＼ 月日	魚種別漁獲高				合計
	まぐろ	かじき	かつお	その他	
月　日	kg	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円	円
月　日	kg	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円	円
月　日	kg	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円	円
月　日	kg	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円	円
月　日	kg	kg	kg	kg	kg
	円	円	円	円	円

（Ａ４縦）

要領様式第４号

年　間　事　業　計　画　書

船　名　　丸　　氏　名

区分 ＼ 漁業種類		漁業	漁業	漁業	合計
漁獲物の種類					
操業期間					
操業日数					
航海数					
漁獲予想数量					
漁獲予想金額					
乗組員数					
所要経費	人件費				
	燃料費				
	費				
	費				
	費				
	費				
	合計				

（Ａ４縦）

要領様式第５号

（表）

宮かじき第　　号

かじき等流し網漁業操業承認証

住　　所

氏　　名

年　　月　　日から

１　操業期間

年　　月　　日まで

２　操業区域　　宮城県地先海面

３　使用船舶

⑴　船　　名　　丸

⑵　漁船登録番号

⑶　総トン数　　トン

⑷　機関の種類及び馬力数　ジーゼル　　ＰＳ又はキロワット

４　条件及び制限（裏面記載のとおり）

年　　月　　日

宮城海区漁業調整委員会

会　　長　　印

（Ａ４縦）

要領様式第５号

（裏）

条　件　及　び　制　限

１　操業の承認を受けた者は，操業に際し，承認証を当該漁船に備え付けること。

２　操業の承認を受けた漁船には，操業期間中別記様式第１号の標識を船橋の両側に表示すること。

３　禁止区域

次のア，イ，ウ，エ，オ，カ及びキの各点を順次に結んだ線と，海岸線とによって囲まれた区域のうち，宮城県の地先海面においては，かじき等流し網漁業を操業してはならない。

ア　岩手県大船渡市首崎突端

イ　岩手県大船渡市首崎突端正東10海里の点

ウ　宮城県気仙沼市御崎突端正東10海里の点

エ　宮城県本吉郡南三陸町歌津崎突端正東10海里の点

オ　宮城県石巻市金華山頂上正東10海里の点

カ　宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点正東25海里の点

キ　宮城県と福島県との最大高潮時海岸線における境界点

４　漁具の制限

⑴　宮城県地先海面で使用する漁具の総延長は12キロメートル以内であり，かつ，網目は15センチメートルを超えるものでなければならない。

⑵　２枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。

５　漁具の標識

敷設した流し網の次に掲げる浮標は，水面上２メートル以上の高さに掲げなければならない。

⑴　両端部の浮標

昼間にあっては別記様式第２号による標識及びレーダー反射板（金属性のものに限る。以下じ。），夜間にあっては白色の灯火及びレーダー反射板

⑵　中間部のおおむね３キロメートルごとの浮標

昼間にあっては別記様式第２号による標識，夜間にあっては白色の灯火

⑶　⑴及び⑵の灯火は夜間において視界が良好な場合に，少なくとも２海里離れた所から視認されるものでなければならない。

６　塗装しない船舶の使用禁止

かじき等流し網漁業に使用する船舶は，船橋の周囲を30センチメートルの幅で帯状に黒色で塗装しなければならない。

７　１から６までの条件及び制限のほか，特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成６年農林水産省令第54号）を遵守しなければならない。

８　漁獲成績報告書の提出の義務

操業の承認を受けた者は，操業終了後１か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

９　承認の取消し

この指示に違反した場合は，承認を取り消すことがある。

第2435号　平成25年２月26日　火曜日　宮　城　県　公　報

要領様式第６号

承　認　証　交　付　申　請　書

年　　月　　日

地方振興事務所長　殿
（水産漁港部扱い）

船主又は操業責任者
住　所
氏　名　　㊞

年　　月　　日付け宮漁委第　　号でかじき等流し網漁業の操業の承認を受けましたが，出漁の準備が完了したので，確認の上承認証の交付を受けたく下記により申請します。

記

1　承認番号　　宮かじき第　　号
2　船　　名　　丸
3　漁船登録番号
4　総トン数　　トン
5　希望日時　　年　　月　　日　　時
6　交付希望港　　港
7　そ　の　他　　（連絡先等）

（Ａ４縦）

要領様式第７号

年　　月　　日

宮城海区漁業調整委員会長　殿

住　所
氏　名　　㊞

かじき等流し網漁業操業承認証書換交付申請書

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したいので，書換え交付を申請します。

記

1　承認番号　　宮かじき第　　号
2　船　　名　　丸
3　記載事項

変　更　前	変　更　後

4　書換を必要とする理由

（Ａ４縦）

要領様式第８号

年　　月　　日

宮城海区漁業調整委員会長　殿

住　所

氏　名　　㊞

かじき等流し網漁業操業承認証再交付申請書

かじき等流し網漁業操業承認証を滅失（き損）したので，再交付を申請します。

記

1　承認番号　　宮かじき第　　号

2　船　　名　　丸

3　滅失（き損）の理由

（Ａ４縦）

第2435号　平成25年2月26日　火曜日　宮城県公報

要領様式第９号

宮城海区漁業調整委員会長　殿

かじき等流し網漁業漁獲成績報告書

	様式番号	県名	漁業種類	整理番号	漁船登録番号	トン数	ＰＳ又はキロワット	漁法	通常従業員数	陸揚港	
1	2～6	7・8	9・10	11・12	13～15	16～20	21～25	26～29	30	31・32	33～35	36～38
&	1 1 6 1 2	0 0	＊ ＊	4 3	＊ ＊ ＊				＊		港	港

航海日数	操業日数		
39～41	42～44	45～51	52～54
		＊～＊	＊ ＊ ＊

住所	
報告者氏名	㊞
船名	丸
年月分報告	平成　年　月分
報告年月日	平成　年　月　日

| | 投網年月日 | | | 投網位置等 | | | | | | | | | | | | 網 | | | 魚種別漁獲量（尾数） | | | | | | | | | | | |